

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新宿区第二次環境基本計画策定支援業務委託について
----	--------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【事前報告】

◇第14条第1項（業務委託）

## 事業の概要

事業名	新宿区第二次環境基本計画策定支援業務
担当課	環境対策課
目的	新宿区第二次環境基本計画の策定に係る基礎資料を得るために区民向けアンケートを実施する。
対象者	平成24年4月末現在の15歳以上の区内在住者
事業内容	<p>大きく変わってきている環境を取り巻く状況を踏まえ、新たな課題や必要とされる取り組みに的確に対応する「新宿区第二次環境基本計画」を策定する。</p> <p>期間：平成25年度から34年度まで</p> <p>環境全般についての関心や意識等、取り組み状況、計画策定に必要な情報を把握し、対策や施策に反映させるための基礎資料として、アンケートを実施する。</p> <p>6月4日送付、6月18日回収、1,200件</p>

別紙(業務委託)

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、重要な個人情報の提供を伴う委託、その他の委託(第 14 条第1項)…  
報告事項

件名 新宿区第二次環境基本計画策定支援業務委託について

保有課(担当課)	環境対策課
登録業務の名称	新宿区第二次環境基本計画策定支援業務委託について
委託先	国際航業株式会社
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	《委託先に提供する項目、委託先に収集させる項目》 アンケートの住所、氏名(宛名シール)
処理させる情報項目の記録媒体	紙媒体(宛名シール)
委託理由	プロポーザルで選定した環境分野に精通している受託者に計画策定支援業務を委託し、「新宿区第二次環境基本計画」を策定するため。
委託の内容	大きく変わってきている環境を取り巻く状況を踏まえ、新たな課題や必要とされる取り組みに的確に対応する「新宿区第二次環境基本計画」の策定の業務支援を受ける。
委託の開始時期及び期限	平成24年4月11日から平成25年3月29日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する 2 提供された情報及び収集した情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。

# 特記事項

## (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

## (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## (複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

## (業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

## (監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

## (従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

## (事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

## (公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

## (損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。